

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月27日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成27年3月31日 午後10時40分頃 高山市上野町2210番地29先（市道松之木上野線）		
	事故の概要	市道に出ていた木の枝による車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左フロントドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	56,268円・100分の50	
	賠償金	—	28,134円	
	内 訳	保 険 金	—	28,134円
		一 般 財 源	—	0円
専決年月日	平成30年1月29日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成29年8月28日 午後5時40分頃 高山市高根町小日和田1番地1（オケジッタ緑地公園駐車場内）		
	事故の概要	雨水排水路による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（左フロントタイヤ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	51,044円・100分の50	
	賠償金	—	25,522円	
	内 訳	保 険 金	—	25,522円
		一 般 財 源	—	0円
専決年月日	平成29年12月22日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内 容		
3	発生時期・場所	平成29年9月15日 午前7時16分頃 高山市国府町三日町221番地先（市道広瀬三日町線）		
	事故の概要	T字路交差点における左折車両と左前方から直進中のスクールバスとの接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（フロントボディ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	90,740円・100分の35	
	賠償金	—	31,759円	
	内 訳	保険金	—	31,759円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年1月29日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	平成29年10月5日 午前9時30分頃 高山市総和町1丁目47番地（山下歯科医院地下駐車場入口）		
	事故の概要	拡声器を搭載している公用車による駐車場天井部分の破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（天井等）	
	被害総額・市の過失割合	—	32,400円・100分の100	
	賠償金	—	32,400円	
	内 訳	保険金	—	32,400円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年2月20日 地方自治法第180条第1項			
5	発生時期・場所	平成29年10月16日 午後5時頃 高山市奥飛驒温泉郷栃尾927番地先（市道栃尾12号線）		
	事故の概要	道路側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損（ガソリントタンク等）	
	被害総額・市の過失割合	—	49,140円・100分の100	
	賠償金	—	49,140円	
	内 訳	保険金	—	49,140円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成29年12月25日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
6	発生時期・場所	平成30年1月9日 午後1時頃 高山市久々野町無数河1094番地（市道中組1号線）		
	事故の概要	道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (左フロントドア等)	
	被害総額・市の過失割合	—	211,415円・100分の40	
	賠償金	—	84,566円	
	内訳	保険金	—	84,566円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年2月19日 地方自治法第180条第1項			